

大館市介護福祉士資格取得支援事業補助金

※申請者は費用を負担した者となります。

申請時に必要な書類	介護福祉士資格取得		
	事業所	在職者	求職者
①介護福祉士資格取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	○	○	○
②個人情報の利用にかかる同意書（様式第2号） ※提出した場合、⑤と⑥の提出は不要です（事業所以外）。	×	○	○
③実務者研修修了証明書の写しおよび介護福祉士登録証の写し ※試験が不合格の場合は、試験結果が分かる書類の写し	○	○	○
④対象費用の領収書の写し（請求内容の詳細がわかるもの） ※受講料等を分割払いした場合は、クレジット契約書の写し（分割手数料は助成対象から除かれるため、その内訳がわかる書類） 他の助成制度を受けている場合は、その決定書類等	○	○	○
⑤申請者本人の住民票の写し（市民課市民係等で発行） （本籍・筆頭者・世帯主・続柄の記載があるもの）	×	△	△
⑥市税・国民健康保険税について未納のない証明書（税務課諸税係等で発行） ※事業所の場合は、事業所の未納のない証明書	○	△	△
⑦就労先が確認できる書類の写し（労働条件通知や雇用保険証等）	×	○	×
⑧ハローワークカードまたはそれに準ずる書類の写し	×	×	○
⑨申請日において市内で介護事業所を1年以上運営していることがわかる書類（介護事業所の指定の通知の写し等）	○	×	×
⑩債権者登録申請書および補助金申請者名義の通帳の写し ※市役所会計課に口座登録がない場合、提出が必要です。	△	△	△

⑤と⑥の発行には、窓口に来庁したかたの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）が必要となります。また、それぞれ発行手数料200円がかかります。

代理のかたが窓口を訪れる場合、委任状が必要となる場合がありますので、各発行窓口へお尋ねください。

※提出期限（研修を修了した日または資格を取得した日から3か月以内）にご注意してください。

交付決定後に提出いただく書類（交付決定通知書とともに郵送します）

提出書類	事業所	在職者	求職者
補助金交付請求書（様式第7号）	○	○	○